

事務連絡(保168)

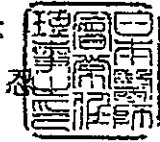
平成15年2月

25日

青島医

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
菅谷 聡



平成14年 労災診療費算定基準の一部改正に伴う
自賠責保険診療費算定基準(新基準)の取扱いについて(情報)

平成14年4月1日実施の労災診療費算定基準の一部改正に伴う自賠責保険診療費算定基準(新基準)の取扱いにつきましては、平成14年11月29日付事務連絡(保133)により、その概要につきましてご連絡申し上げたところであります。

この度、自動車損害賠償責任保険審議会が本年2月25日に開催されることとなり、当日、日本損害保険協会よりその内容について審議会に報告する予定としております。

これにより、自賠責新基準の取扱いにつきましては、下記のとおり運用されることとなりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、自賠責保険審議会終了後、あらためて正式にご連絡することとしておりますが、下記内容につきまして貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

記

1 新基準の取扱い

平成14年労災診療費算定基準の一部改正に伴う自賠責保険診療費算定基準(新基準)の取扱いについては、改正後の労災診療費算定基準(平成14年4月1日実施)に準じて算定する。

ただし、労災診療費算定基準において、発症の日から起算して3月までの間は「逡減制または算定単位の制限」を適用しないこととされている再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料について、新基準の取扱いにおいては、被害者保護の観点から、さらに3月(発症の日から起算して6月までの間)に限り、個別事案ごとに弾力的な運用を行うことができることとした。

つまり、本取扱いは、個別の事案ごとに発症の日から起算して6月までの間については、再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料の算定において、逡減制または算定単位の制限を適用しない請求を認めるとしたものであります。

なお、同期間内において、医療機関の判断により逓減制等を適用した請求を行った場合は、その請求額による支払が行われることとなります。(請求を受けた損保会社において、逓減制等を適用しない請求に読み替えて支払うことは行いません。)

2 実施時期

上記1の取扱いは、平成15年2月25日開催の自動車損害賠償責任保険審議会に報告後、正式に実施となり、次回労災診療費算定基準の改正時までの措置となります。

具体的には、平成15年2月診療分より本取扱いが適用されることとなります。

3 経過措置

発症の日が平成15年1月31日以前の事案につきましては、経過措置として、平成15年2月1日を発症の日として取扱う予定としております。

つまり、再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料の算定に係る逓減制または算定単位の制限については、平成15年7月診療分までは適用されないこととなります。

なお、1月診療分までの診療費について、すでに逓減制等を適用した請求を行っている事案(診療継続中のもの)においても、医療機関の判断により2月診療分の請求からは、2月1日を発症の日として取扱い、逓減制等を適用しない請求に切り替えていただいで結構です。

4 その他

都道府県医師会自賠責保険担当理事あて平成14年4月19日付事務連絡(保16)Fの取扱いにつきましては、自賠責審議会後に別途ご連絡申し上げます通知をもってその取扱いを解消する予定としております。